

335-B地区 6R・1Z 内規

2022・6・10

1. この内規は国際協会、複合地区会則に則り、6R打合せ事項及び1Z内クラブが協議決定した事項について規定する。
2. 1Z内に、ゾーン役員会を設置し、ゾーン・チェアパーソンと、ゾーン内クラブ会長・幹事で構成する。
3. ゾーン・チェアパーソンは、各クラブの発展とクラブ会員の友情・親善・相互理解を助長するため、会則に定められた会合の他に、必要に応じて、ゾーン役員会、クラブ合同例会、その他の会合を開催する。会合の必要に応じ、地区役員・委員を招請する。
4. 前項の会合を開催するに当たり、予め輪番によってホストクラブを指定することが出来る。ホストクラブは会合の円滑な運営を図ると共に、会合の議事録を作成し、ゾーン・チェアパーソンの承認を受け、速やかにゾーン内各クラブに伝達するものとする。
5. ゾーン運営費は、ゾーン内会員1名1,200円とする。
6. ゾーン会計の予算は、ゾーン役員会で協議し、会計の執行・処理・決算はゾーン・チェアパーソンが担当する。期末には指定されたクラブ会長の監査を受け、各クラブ会長に報告し、次期ゾーン・チェアパーソンに引き継ぐ。
7. ゾーン内 慶弔規定は、次の通りとする。(ゾーン・チェアパーソンも同様)
 - (イ) ゾーン内クラブの祝典行事(1Z・2Z共)・・・原則として、招待者はお祝い金として登録料相当額
 - (ロ) 地区役員・委員(1Z・2Z内選出)の逝去・・・原則として、香典10,000円と供花と弔電
 - (ハ) ゾーン内クラブ会員の逝去・・・原則として、香典10,000円と供花と弔電
 - (ニ) ゾーン内クラブ事務局員の慶弔は、その都度考慮する。
 - (ホ) 支部会員の慶弔については、各クラブへの通達は行わないものとするが、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンには知らせることとする。

各クラブ幹事(事務局)は、前項規定の慶弔事由が生じた場合、ゾーン・チェアパーソン及び各クラブに連絡する。但し、事務局不在曜日の場合は、そのクラブ幹事(会長)に連絡する。会員の逝去は直ちにキャビネット事務局に連絡する。
8. キャビネット三役の公式訪問・ZC職務訪問に際しては、会食費、ドネーション、ファイナ等申し受けない。
9. ゾーン内クラブ共有財産は、指定されたクラブが管理する。
(ZC印鑑1個 看板2枚・ガバナー公式訪問、後期ZC職務訪問例会)
10. 6R内地区委員(YCE他)規定は申し送り事項として、その年度の担当地区委員から各クラブに発信して頂く。
11. ゾーン・チェアパーソン選出クラブの事務業務に対し、補助金を出すことが出来る。
12. この内規は、ゾーン役員会全員の同意を得て、改正することができる。

この内規は、2009年7月1日より施行する。

一部改正・・・2010年3月5日 2010年6月4日 2019年8月2日